

# **指定居宅介護支援事業所運営規程**

**社会福祉法人川辺町社会福祉協議会**

## 川辺町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人川辺町社会福祉協議会が開設する川辺町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援・介護予防支援（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業所は、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人（以下「利用者の家族等」という。）に対して、利用者は居宅サービス計画書に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることが可能であることを説明する。

4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

5 事業所は、障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等において特定相談支援事業者と密接な連携を図る。

6 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携に努める。

7 事業所は、市町村から要介護認定等調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、中立かつ公正、さらに利用者に対して正しい調査を行う。

8 事業所は、地域包括支援センターから受託する介護予防支援業務について、サービスに支障のない範囲で受託する。その場合、地域包括支援センターに利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 川辺町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

② 所在地 岐阜県加茂郡川辺町石神128番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名（常勤・主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供に当たる。

(2) 介護支援専門員 3名以上（管理者は兼務）

介護支援専門員は、サービスの提供に当たる。

(3) 介護支援専門員1人当たり利用者44名までを担当数とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日は除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時15分までとする。
- ③ 営業時間外の対応 職員が携帯電話を所持することにより、利用者の緊急に24時間対応の体制をとる。

(サービスの提供方法)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
  - ② 使用する課題分析票の種類 15種類
  - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
  - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
  - ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 要介護認定等における市町村からの委託調査については、調査の留意事項に精通し、被保険者に中立かつ公正な調査を行う。

(通常の事業の実施地域及び交通費)

第7条 通常の事業の実施地域は、川辺町とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスの提供に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 無料
  - ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 500円
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービスの内容及び手続の説明及び同意)

第8条 サービスの提供の開始に際し、利用者またはその家族等に対し、運営規程の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 居宅サービス計画等の作成にあたっては、各号のとおり利用者またはその家族等への情報提供、利用者の実態把握、居宅サービス計画等の原案作成、サービス担当者会議の開催を経て、利用者、利用者の家族等の同意を得る。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成等にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営む事ができるように支援し、解決すべき課題を把握する。
- 4 サービスの提供の開始に際し、居宅サービス計画が、基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い理解を得る。
- 5 サービスの提供の開始に際し、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院や診療所に入院する必要がある場合には、当該事業所の担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療

所に提供するように依頼する。

(苦情解決)

第9条 サービスに関する利用者及びその家族からの相談や苦情がある場合、重要事項説明書に記載の苦情を受け付ける窓口に問い合わせ及び苦情を申し立てる事ができる。その場合は、社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会 苦情解決の組織及び取扱規程 に基づき、速やかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善および向上に努める。

2 サービス等に関し、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止・身体拘束適正化に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止・身体拘束適正化のために次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策・身体拘束の適正化を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備する。

(3) 虐待の防止・身体拘束を適正化するための定期的な研修を実施する。（年1回以上）

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故・災害発生時の対応)

第11条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会 緊急時の対応マニュアル に基づき、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護支援専門員は、利用者に対するサービスを提供中に事業を実施する地域において災害が発生した場合には、当事業所 緊急時の対応マニュアル（災害における行動）に基づき、速やかに安全を確保し、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第12条 介護支援専門員は、利用者に対するサービスの提供に際し感染（疑い）者を発見した場合には当事業所の 感染症の対応マニュアル に基づき、速やかに利用者の家族、管理者、市町村、保健所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練を実施する。

(年1回以上)

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において、及び利用者またはその家族等から行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動が業務上必要かつ相当な範囲を超えて従業者の就業環境を害する事を防止するため 社会福祉法人川辺町社会福祉協議会服務規程 を準用し対策を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人川辺町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年2月10日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日に改定する。

この規程は、平成18年4月1日に改定する。

この規程は、平成25年4月1日に改定する。

この規程は、平成27年5月1日に改定する。

この規程は、平成27年9月1日に改定する。

この規程は、平成27年10月1日に改定する。

この規程は、平成29年7月1日に改定する。

この規程は、平成30年10月1日に改定する。

この規程は、令和3年4月1日に改定する。

この規程は、令和6年3月1日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。